

# 南北問題の新展開と一次產品問題

## 〔要　　旨〕

1. 元来、いわゆる南北問題は、第2次世界大戦後、一次產品を主体とする発展途上国の輸出が、工業製品中心の先進国の輸出に対して不利化しているとの認識から、南側が一次產品輸出の改善を北側に要求する動きとして台頭した。しかし、その後この問題は、国連等幾多の国際会議を経て、貿易のみならず援助、債務累積等広範な分野にまで拡大、さらには資源恒久主権、国際経済秩序の問題にまで発展し、南北間の溝はしだいに深まることとなった。しかし、1975年以降の世界的な不況のもとで、先進国、発展途上国がともに大きな打撃を受けたことから、双方に歩みよりの姿勢がみられ始め、最近では南北問題討議は南側要求の一つの柱である一次產品総合プログラム、特に共通基金設立問題に焦点が絞られてきた感があり、その意味でいわば新しい展開を示しつつある。
2. このような最近の南北問題における一次產品問題重視の傾向は、発展途上国自身の戦略を反映したものといえるが、その背景には、70年代に入り、①一次產品価格の乱高下を主因に輸出所得の変動が強まりをみせていること、②さらに、発展途上国に対する交易条件が引き続き不利化しているため輸出所得が先進国に比べ伸び悩んでいること、などから、これら諸国の国際収支が不安定化し、経済の運営が一層難しくなっているという事情があるとみられる。
3. 発展途上国における輸出所得の安定化と拡大のための国際的な対応策の主要なものとしては、これまで①国際的な個別商品協定方式による価格安定策、②生産国同盟というかたちでの利益擁護策、③相手国の関税引下げや非関税障壁の軽減・撤廃による発展途上国輸出品にとっての市場アクセス拡大策、④輸出所得安定化制度による救済策、などが採られてきた。しかしながら、発展途上国側は、これらの諸対応策がこれまで個々別々に行われ相互の補完性、整合性を欠いたため十分な成果をあげ得ていないとの評価から、より包括的かつ組織的な方法により一次產品対策を行おうとする一次產品総合プログラムを強く主張、これに対して先進国側もしだいに歩み寄りを示し、目下その具体策の検討が行われている。もっとも、同プログラムの柱となる商品協定対象品目、その運営のための共通基金の目的、資金規模等をめぐり南北間の意見にはなお隔りがあり、今後の成行きが注目されている。
4. わが国の場合、①一次產品の輸入依存度が米国、西ドイツ等他の先進国に比べ際立って高く、一次產品貿易に占めるわが国のシェアも極めて大きいこと、②輸入相手地域別では、対発展途上国の割合が先進国平均の2倍に達し、特に対ASEANのウエイトが大きいこと、③発展途上国への要求が強い一次產品加工品輸入のウエイトが低いこと、などが特徴となっており、一次產品問題と極めて深いかかわりを持っているものといえる。こうした状況から、わが国としても先進国の一員として、長期的にみた世界経済の発展につながるよう、前向きに対処していく必要があろう。

## 〔目 次〕

## はしがき

1. 近年における発展途上国輸出動向
  - (1) 1970年代の輸出動向
  - (2) 一次產品価格の不安定性とその影響
  - (3) 発展途上国交易条件の悪化とその影響
2. 一次產品問題に対する対応の現状

## はしがき

第2次大戦後の世界経済の発展過程において、一次產品交易条件の悪化等を中心に顕現化してきた発展途上国、先進国間の経済格差是正のため、1960年代に入り、いわゆる南北問題が急速にクローズアップされた。すなわち、61年秋の第16回国連総会において、発展途上国の経済発展を促進するため「国連開発の10年」決議が行われたことにより南北問題が国際問題の前面に打出され、さらに、64年には先進国、発展途上国が一堂に会して南北問題を討議する場として初めてUNCTAD(国連貿易開発会議)総会が招集され、包括的な対応策の検討が本格的にスタートすることとなつた。その後、UNCTADのみならず、GATT、IMF等各種国際機関を場として南北間の懸案事項について討議が続けられたが、先進国側の対応は必ずしもはかばかしくなく、特に73年秋のOPECの石油戦略奏功後開催された国連資源総会(74年4～5月)では、資源ナショナリズムを背景とした発展途上国側の要求の高まりから、両者間の溝はさらに深まった觀があった。しかしその後の世界的不況に伴って、いたずらに対立を続けることは双方にとって不利との認識が強まり、75年の第7回国連特別総会以降は実現可能な合意を求める対話姿勢が重視されるにいたり、南北問題は新しい局面に入った。

こうした潮流変化を背景に、76年5月ナイロビ

- (1) 國際的な個別商品協定
- (2) 生産国同盟
- (3) GATTにおける貿易障害問題への対応
- (4) 輸出所得安定化制度
- (5) 一次產品総合プログラム
3. 一次產品問題とわが国の立場

で開催された第4回UNCTAD総会では、発展途上国側は新國際經濟秩序の樹立を標榜し、その柱として一次產品総合プログラムの実施、発展途上国債務の一括処理(債務帳消しなど)の要求を打出し、先進国側と討議を重ねた。結局発展途上国側が的を絞った一次產品総合プログラム、特にその柱となる共通基金設立について先進国の歩み寄りがみられ、準備・交渉会議を開催する合意が成立了。この結果その後のCIEC(國際經濟協力會議)、UNCTADの討議では共通基金設立問題が中心テーマとなってきていた觀があり、なお基本的な対立点を残しつつも、実現に向けての模索が続けられている(南北問題に関する主要国際討議の概要については付表参照)。

こうして南北問題の一つの焦点は、当面一次產品総合プログラムに絞られてきたが、これは戦後の長い南北問題討議における幾多の曲折の中에서도いに集約されてきたものということもでき、先進国側としても世界的な立場から、積極的に打開を図るべき局面に逢着しているといえよう。特にわが国の場合、他の先進国に比べ海外資源依存度が際立って高いことから、一次產品問題へのかかわりが強く、かねてからアジア諸国を中心に戸が国に対して一次產品、半製品等の輸入拡大を求める声が強い。わが国の貿易収支黒字基調が定着している今日、こうした発展途上国問題についても、今や長期的な視点に立って総合的な対策を検討していく必要性が強まっているものといえよ

う。そこで本稿では、南北問題において一次產品問題が特に重視されるに至った背景、これまでの主な一次產品対策と今後の方向、わが国の立場などについてとりまとめてみることとした。

## 1. 近年における発展途上国輸出動向

南北問題は、第4回UNCTAD総会(76年5月、ナイロビ)以降、一方に債務累積問題を懸案として残しつつも、だいに一次產品問題に焦点が絞られてきた感が深い。これはもちろん発展途上国自身の戦略変化を反映したものといえるが、その背景として、70年代に入り、①一次產品価格の乱高下を主因に輸出所得の変動が強まりをみせていること、②一方、先進国に比べてすう勢的に輸出所得が伸び悩んでいること(先進国に対する交易条件の相対的不利化)、という二つの問題が重なって、これら諸国の経済運営が一層不安定化したという事情が大きく影響しているとみられる。そこで以下この二つの問題を中心に、70年代に入ってからの発展途上国への輸出動向をみるとする。

### (1) 1970年代の輸出動向

まず、世界の一次產品輸出に占める非産油発展途上国(以下文中では発展途上国といふ)のウエイトをみると(第1表参照)、71~75年平均で29%と、先進国(62%)の半分以下を占めるに過ぎない。また第2表に示したように、世界の主要一次產品輸出において、発展途上国が3分の2以上を占める品目は14品目に及んでいるが、他方先進国も9品目とかなり多い。こうした世界の貿易構造にもかかわらず、一次產品問題が発展途上国の立場から切実な問題として取上げられるのは、発展途上国への輸出に占める一次產品のウエイトが依然極めて高く、かつ代替品の進出等により需要の伸びが相対的に低い品目が多いからにはかならない。

(第1表)

一次產品の世界貿易マトリックス  
(1971~75年平均)

(単位・%)

輸入 輸出	世 界	先 進 国	發 展 途 上 国	共 產 圈 等
世 界	100.0	72.7	16.6	10.7
先 進 国	62.0	48.5	9.8	3.7
發 展 途 上 国	28.6	20.5	5.3	2.8
共 產 圈 等	9.4	3.7	1.5	4.2

(注) 発展途上国には産油国を含む。ただし、一次產品を食料等(SITC分類の0および1分類)、原材料(2、4および68分類)の合計とし、鉱物性燃料(3分類)を除外していることから、実質的には非産油発展途上国とみてよい。

資料: United Nations, Monthly Bulletin of Statistics, May 1977.

(第2表)

主要一次產品輸出の発展途上国、先進国別シェア  
(1972~74年平均)

(カッコ内はシェア・%)

發 展 途 上 国	先 進 国
コ プ ラ( 99.0)	小 麦( 96.3)
コ コ ア( 98.2)	羊 毛( 89.7)
サ イ ザ ル 麻( 97.9)	とうもろこし( 84.6)
天 然 ゴ ム( 97.5)	亜 鉛( 81.8)
マ ニ ラ 麻( 96.2)	牛 肉( 74.5)
コ ー ヒ ー( 94.1)	木 材( 74.2)
バ ナ ナ( 93.1)	鈷 ( 71.8)
す ず( 84.4)	銀 ( 69.3)
皮 草( 82.7)	米 ( 68.9)
茶 ( 80.8)	
パーム・オイル( 80.3)	
ココナツ・オイル( 78.4)	
砂 糖( 73.4)	
グランド・ナツ( 71.7)	
ツ・オイル	

(注) 発展途上国には産油国を含む。

資料: World Bank, Commodity Trade and Price Trends, Aug. 1976.

い。

そこで70年代における発展途上国への輸出構造についてみると、工業製品のウエイトが徐々に増大している(71年26.8%→75年36.7%)とはいいうものの、依然、一次產品のウエイトが6割強と、先

進国(2割強)に比べ極めて高い(第3表参照)。このような況状から、一次産品の輸出が全体の輸出動向を大きく左右するパターンは基本的には変わっていない。特に、アジアおよびACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域)の一次産品輸出諸国では、そのウエイトが8~9割にも及んでおり、しかも少数特定一次産品への依存度が高いのが目立つ(第4表参照)。

次にこのように一次産品が大宗を占める発展途上国の輸出が、70年代においてどのように推移したかについてみると、第5表に示すように60年代後半に比べ輸出額変動率(移動平均値からの乖離

(第3表)

### 発展途上国および先進国輸出の品目構成

(单位·%)

	發展途上国			先進国		
	1971年	1975年	1971~75年平均	1971年	1975年	1971~75年平均
一次産品	72.3	62.0	65.0	22.3	21.5	22.8
食 料 等	36.4	34.6	33.3	11.4	12.1	11.9
原 材 料	35.9	27.4	31.7	10.9	9.4	10.9
工 業 製 品	26.8	36.7	34.0	76.0	76.9	75.7
その他とも計 （駆動性燃料） △△△△△	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 一次産品の範囲は第1表に同じ。

資料：United Nations, Monthly Bulletin of Statistics, May 1977.

(第4表)

アジアおよびACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域)諸国における一次産品輸出のウエイトと主要一次産品

(注) 一次產品の範囲は第1表に同じ。

資料：United Nations, Yearbook of International Statistics, 1975 および Commission of the European Communities, urostat, March 1977.

率)が極めて高くなっている。しかも先進国のそれを大幅に上回っている。このことは発展途上国の輸出所得の不安定性が先進国に比べ強まつたことを物語るものにはかならない。さらに第6表によつて輸出額の伸び率をみると、オイル・ショック前後の一次產品価格の急騰を映し70年代に増勢をかなり強めたとはいえ、依然先進国より若干低い伸びにとどまっている。このことは、南北間における輸出所得格差が拡大したことを見ている。さらにこれを中・高所得発展途上国(1人当

り所得266ドル以上、世銀分類)と低所得発展途上国に分けてみると、南側の中でも格差が拡大していることがわかる(71~75年の低所得発展途上国輸出增加率64.0%)。なお、こうした南側内部での輸出所得格差の拡大は、工業化の進展度合とも深い関係があり、これが経済格差拡大<sup>(注1)</sup>にも結びついていることから、例えば後述のように、共同基金設立をめぐって低所得発展途上国が価格安定のみならず長期開発資金機能の追加等をも求める背景となっている。

## (2) 一次產品価格の不安定性とその影響

前記のように70年代に入って、発展途上国の輸出額変動が強まっている原因を数量・価格要因別に分析してみると、オイル・ショック前後から価格要因の影響が圧倒的に大きくなってきたことがわかる(第7表参照)。これは発展途上国の輸出の大半を占める一次產品の価格がオイル・ショック前後に乱高下したことの影響が大きくあらわれているものとみてよからう。そこで以下一次產品価格の動向と、その発展途上国経済への影響についてみることとする。

(第5表)

### 1961年以降の輸出額変動率(移動平均値からの乖離率) (単位・%)

	1961→1965年	1966→1970年	1971→1975年
非産油 発展途上国	2.1	1.5	6.3
先進国	0.7	1.5	3.8

(注) 1. 発展途上国のうちOPEC 13か国を除いたもの(以下計表類で非産油発展途上国という場合は同じ)。

2. 變動率の算定式は次のとおり。

$$\Sigma \left( \frac{|P_t - P'_t|}{P'_t} \right) \times \frac{1}{n} \times 100$$

ただし、 $P_t = t$ 年の輸出額、 $P'_t = t$ 年を中心とする3年間移動平均値、 $n =$ 当該期間のサンプル数(5)

資料: World Bank, Commodity Trade and Price Trends, Aug. 1977.

(第6表)

### 1961年以降の輸出額伸び率推移

(単位・%、カッコ内は年率伸び率)

	1961→1965年	1966→1970年	1971→1975年
非産油 発展途上国	25.5 ( 4.6)	44.9 ( 7.7)	133.0 ( 18.4)
先進国	50.0 ( 8.4)	75.4 ( 11.8)	157.0 ( 20.8)

資料: 同上。

#### (注1) <実質GNP>

中・高所得発展途上国 70年 5,940億ドル  
低 & 1,550 &

#### 非産油発展途上国輸出変動における

#### 数量・価格要因別寄与度

(単位・%、+…上昇(ないし増加)、-…下落(ないし減少))

	1961→ 1969年	1970→ 1972年	1973→ 1974年	1975年
期間中の上昇 (下落)率(%)	+ 63.6	+ 36.7	+ 93.5	- 2.1
寄与度	価格要因 + 9.7	数量要因 + 13.0	価格要因 + 84.1	数量要因 - 2.1
数量要因	+ 53.9	+ 23.7	+ 9.4	0

資料: World Bank, Commodity Trade and Price Trends, Aug. 1977.

#### <1人当たり実質GNP>

中・高所得発展途上国 1,002ドル  
低 & 148 &

#### 75年 75年/70年

8,130億ドル +36.9%

1,760 & +13.5&

1,237ドル +23.5%

149 & + 0.7&

発展途上国の範囲は、統計上の制約からOPEC 13か国中サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、カタール、リビアのみを除いたもの。

資料: World Bank, World Economic and Social Indicators, Sep. 1977.

まず工業製品価格と、一次産品主要34品目の輸出価格の推移(第1図参照)をみると、工業製品がほぼすう勢的に上昇しているのに対し、一次産品は大きな変動をくり返している。特に、73、74年の急上昇とその後の反落が目立つが、これはオイル・ショック前の世界景気の同時過熱化と、その後の世界不況の影響が、短期的な価格変動に対して供給弾力性に乏しい一次産品に特に強く現れたためとみられる。

さらに価格変動を主要産品別にみると、第8表に示すように、73年以降約2年の間に価格はピークに達し、その後急激な下落に転じた。この間のピークからボトムまでの下落率は、例えば砂糖83%、コプラ83%、すず58%等で極めて大きい。

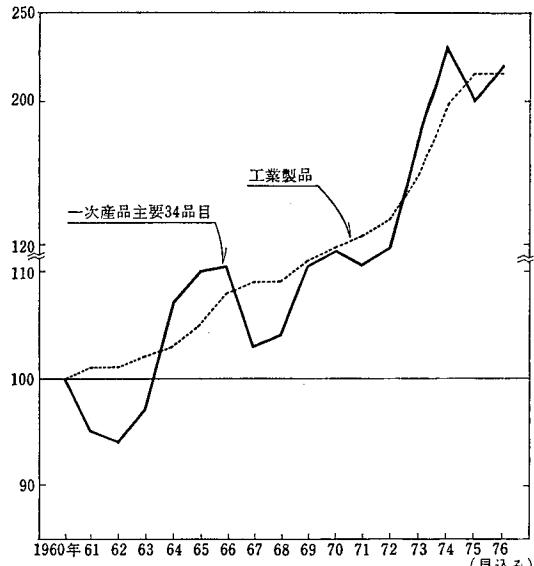
こうした一次産品価格の乱高下、輸出所得の不安定化<sup>(注2)</sup>によって、発展途上国経済は、①輸出部門に関連した租税収入の不安定を通じ、政府収入、さらには開発支出等に支障をきたす、②ブーム期に過剰な投資を誘発しがちとなり、限られた資金の浪費を招く、③所得・雇用水準の不安定化

をもたらし、社会問題にもつながる、などの影響を受けたことが一般に指摘されている。

〔第1図〕

## 一次産品および工業製品の輸出価格推移

(1960年平均=100、米ドル建)

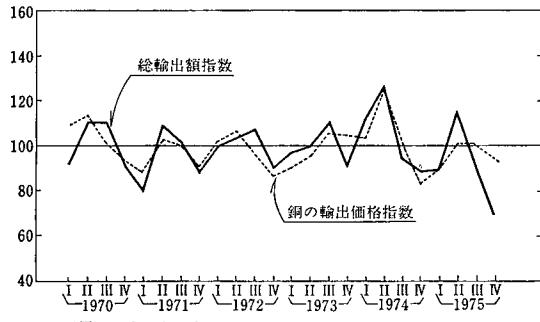


(注) 工業製品の輸出価格は世界全体であるに対し、一次産品は発展途上国のみ。

資料: World Bank, Price Prospects for Major Primary Commodities, Jun. 1976 および United Nations, Monthly Bulletin of Statistics.

(注2) ちなみに、総輸出額に占める特定一次産品のウエイトの極めて高いザンビア(76年中の総輸出額に占める銅の割合91.6%)、モーリシャス(同砂糖76.5%)について、それぞれ総輸出額と銅、砂糖の輸出価格の関係を回帰式により分析してみると決定係数が比較的高い(各0.8882、0.7207)が、このことは両国の輸出所得がそれぞれ銅、砂糖価格の動きに大きく影響されていることを示すものといえる。

**ザンビアの総輸出額指数と銅輸出価格指数の推移\***  
(1970年=100)



\* 回帰式は次のとおり。

$$\text{EXRZ} = 0.8807 \text{ COEPZ} + 8.3333$$

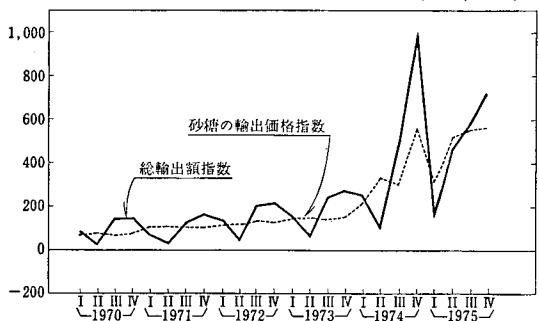
$$(13.6) \quad (1.3)$$

(カッコ内はt値、R<sup>2</sup>=0.8882、DW=1.5986、SD=8.8、自由度=22、計測期間は上図のとおり)

EXRZ: ザンビアの総輸出額指数、COEPZ: ザンビアの銅輸出価格指数

**モーリシャスの総輸出額指数と  
砂糖輸出価格指数の推移\***

(1970年=100)



\* 回帰式は次のとおり。

$$\text{EXRM} = 1.2107 \text{ SUEPM} - 16.4534$$

$$(7.7) \quad (-0.4)$$

(カッコ内はt値、R<sup>2</sup>=0.7207、DW=2.1362、SD=126.8、自由度=22、計測期間は上図のとおり)

EXRM: モーリシャスの総輸出額指数、SUEPM: モーリシャスの砂糖輸出価格指数

(第8表)

## 近年における主要一次産品の価格変動

(価格は四半期平均のSDR建、72年=100)

		全一次産品	木材	羊毛	綿花	牛肉	天然ゴム	ココア	コーヒー	すず	銅	コブラ	米	ジュート	砂糖	小麦	りん鉱石	
1973年	III	153	140	<163>	187	<135>	218	226	113	120	169	239	206	87	112	213	108	
	IV	160	186	158	<207>	130	227	205	116	140	183	322	245	86	127	242	108	
1974年	I	179	<216>	147	205	117	<271>	211	125	178	197	<501>	343	80	232	<268>	329	
	II	<183>	194	137	164	93	220	<303>	<130>	<221>	<233>	466	<370>	96	278	197	329	
	III	175	175	116	152	95	177	300	117	215	147	403	314	113	370	220	498	
	IV	179	(141)	94	127	81	149	284	115	177	115	326	277	<139>	<566>	244	503	
1975年	I	155	142	(92)	(114)	(68)	149	230	109	176	104	202	233	136	385	194	516	
	II	(137)	144	101	129	78	(140)	(178)	(106)	163	103	154	220	120	216	166	516	
	III	146	152	98	138	83	157	217	145	163	106	152	209	98	208	206	538	
	IV	143	157	111	144	92	160	212	155	(155)	(101)	134	204	95	168	199	<546>	
1976年	I	152	176	128	169	100	195	218	184	163	109	(133)	160	98	176	200	310	
	II	171	196	139	188	<(110)>	229	284	258	188	134	147	(154)	97	176	196	288	
	III	179	233	148	<(223)>	99	223	341	280	207	137	210	158	92	132	175	288	
	IV	184	<(248)>	<(164)>	221	92	231	434	343	205	113	237	<(165)>	(91)	(98)	145	286	
1977年	I	217	248	161	215	102	<(232)>	557	496	<(252)>	<(127)>	282	162	97	109	146	278	
	II	226	247	152	206	95	220	<(562)>	556	242	120	320	160	<(100)>	112	(129)	(272)	
		4月	<(237)>	247	154	220	98	224	549	<(616)>	240	125	<(344)>	157	100	<(126)>	<(137)>	272
73~75年のピーク /同ボトム		-	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
77年4月/ 73~75年のボトム		73	75	67	93	44	60	208	481	55	24	159	2	10	29	6	0	
77年4月/ 73~75年のピーク		30	14	-6	6	-27	-17	81	374	9	-46	-31	-58	-28	-78	-49	-50	

(注) &lt;&gt;...73~75年のピーク

(...)" のボトム

&lt;&lt;...76年以降の新ピーク

資料: IMF &amp; World Bank, Finance &amp; Development, Sep. 1977 "The use of compensatory financing".

## (3) 発展途上国交易条件の悪化とその影響

前述のように、発展途上国の輸出額の伸びは先進国に比べ低いが、これは発展途上国輸出の大宗を占める一次産品に対する需要の伸びが工業製品に比べ低く、かつその工業製品に対する交易条件が悪化しているためであるとする指摘は、すでにヌルクセ(Patterns of Trade and Development,

1959年)、プレビッシュ(Towards a New Trade Policy for Development, 1964年)等によりなされてきた(注3)。

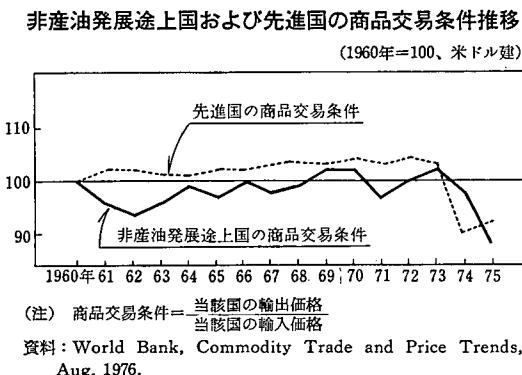
そこで発展途上国の交易条件の推移を、「国連開発の10年」がスタートした61年から75年までの期間についてみると次のとおりである。

## ① 商品交易条件

(注3) 例えば、プレビッシュ報告では、発展途上国的一次産品輸出伸び悩みの原因として次の諸点を指摘している。

- ① 先進国の技術進歩による代替品の供給増加。
- ② 先進国における農業技術の改良と保護政策による国内生産の増大。
- ③ 所得の伸びに対する一次産品消費の低い弾力性。
- ④ 一次産品交易条件の悪化(一次産品が上記諸要因による需要伸び悩みから生産過剰となり、価格引下げ圧力を強く受けるのに対し、先進国工業製品価格は、需要増大に加え、労働不足や労働組合圧力による賃金引上げなどから、上昇傾向にあるため)。

〔第2図〕

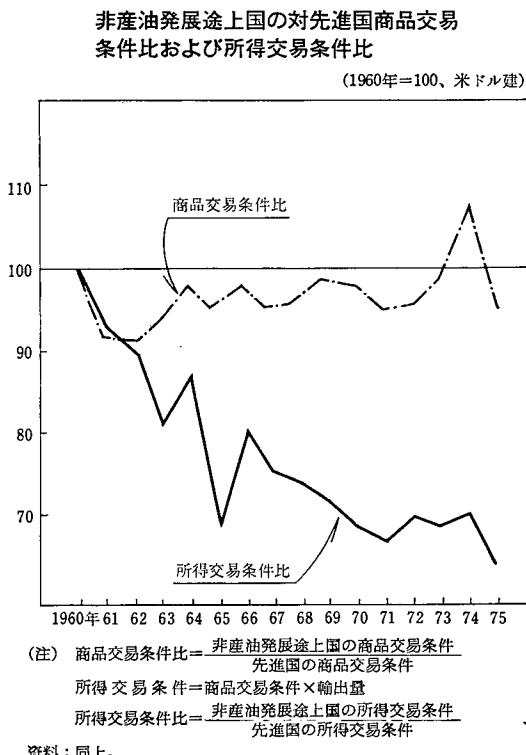


品交易条件の相対関係の推移を示したものである。これによると、発展途上国の商品交易条件は、オイル・ショック前後の一次産品ブームを映し、74年に一時的に先進国に対し有利化した以外は、常に60年時点に比べ先進国に対して不利な状態となっている。

### ③ 発展途上国の対先進国所得交易条件比

さらに、輸出所得購買力の相対的関係をみるとため、所得交易条件(商品交易条件×輸出量)について発展途上国の対先進国比の推移を第3図の太線によって示した。これによると、60年以降変動はあるもののすう勢的には不利化傾向が進んでおり、先進国と発展途上国との間の輸出所得購買力

〔第3図〕



(第9表)

非産油発展途上国における対先進国所得交易条件比  
悪化の数量・価格(対先進国商品交易条件比)要因別  
分析

(単位・%、+…上昇<／ないし増加>、-…下落<／ないし減少> )

		1961→ 1969年	1970→ 1972年	1973→ 1974年	1975年
国非 油 先 途 上	期間中の上昇 (下落)率<%>	- 38.2 -	2.8 +	0.1 -	8.4
	価格要因	- 2.1 -	3.0 +	8.9 -	11.3
	数量要因	- 36.1 +	0.2 -	8.8 +	2.9
同 對 產 油 國	期間中の上昇 (下落)率<%>			- 67.3 -	22.8
	価格要因			- 64.5 -	13.0
	数量要因			- 2.8 -	9.8
對 先 產 油 國 の	期間中の上昇 (下落)率<%>			- 67.4 -	16.2
	価格要因			- 71.2 -	2.7
	数量要因			+ 3.8 -	13.5

(注) 寄与度は次の対数計算により算出したもの。

$$\frac{P_X^d}{P_M^d} \cdot Q_X^d / \frac{P_X^f}{P_M^f} \cdot Q_X^f = \frac{P_X^d}{P_M^d} / \frac{P_X^f}{P_M^f} \cdot \frac{Q_X^d}{Q_X^f}$$

ただし、

$P_X^d$ …非産油発展途上国の輸出価格指数

$P_M^d$ … “ の輸入価格 ”

$P_X^f$ …先進国の輸出価格指数

$P_M^f$ … “ 輸入価格 ”

$Q_X^d$ …非産油発展途上国の輸出量 ”

$Q_X^f$ …先進国の輸出量 ”

第2図によつて発展途上国の商品交易条件の推移をみると、69年、70年、73年を除き常に基準時点の60年を下回り、特に74年、75年には大幅に悪化した(これに対して先進国では73年まで常に60年を上回ってきた)。

### ② 発展途上国の対先進国商品交易条件比

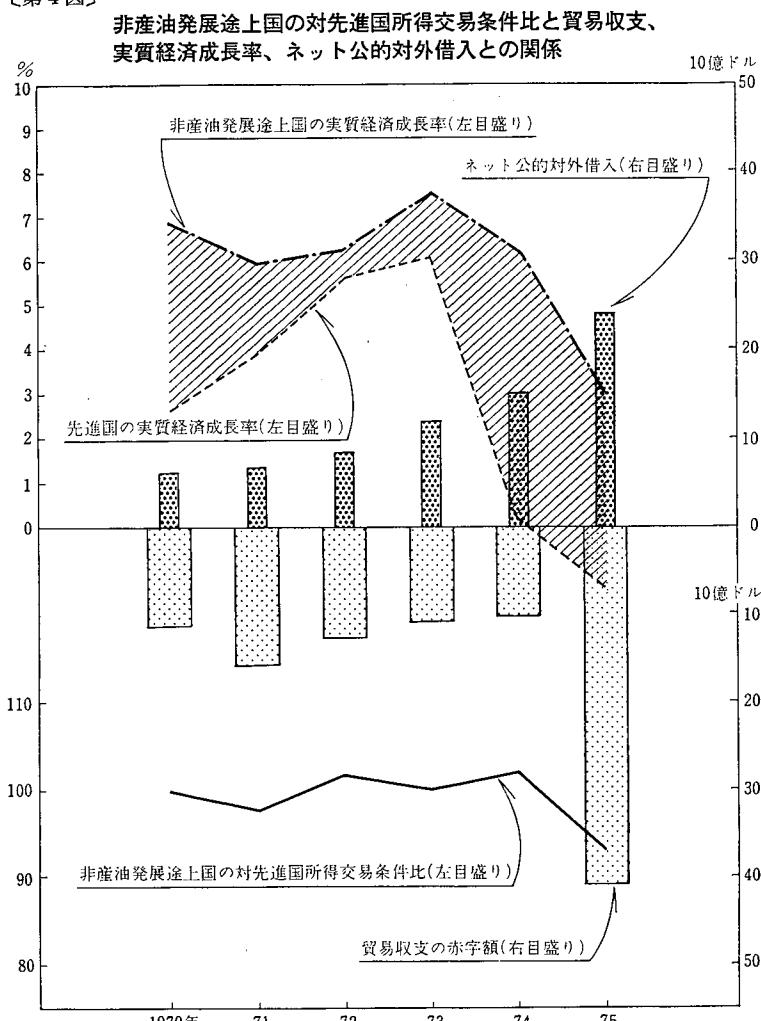
第3図の一点破線は、先進国と発展途上国の商

格差が拡大していることを示している。また、このような発展途上国における61年から75年までの対先進国所得交易条件比の悪化要因を数量・価格(対先進国商品交易条件比)別に分けてみると(第9表参照)、60年代には9割以上が先進国に比べて輸出数量の伸びが低かったことが原因であったが、70年代に入ると、73~74年のブーム期を除いて価格要因(先進国に対する相対的な商品交易条件悪化)の寄与度が高まっており、特にオイル・

ショック後からはこれに加えて石油価格上昇の影響(産油国に対する相対的な交易条件悪化)が顕現化したことがわかる。

なお、このような対先進国所得交易条件比悪化が発展途上国経済にどのような影響を与えたかについて、試みに70年代における発展途上国の主要経済指標(対先進国所得交易条件比、貿易収支、実質経済成長率、ネット公的对外借入)の動向を対比すると、第4図のとおりで、対先進国所得交易条件比の悪化が大きかった75年には、貿易収支赤字幅および公的对外借入が急増し、実質経済成長率が大幅に鈍化したという関係が強く現われている。

[第4図]



(注) 発展途上国の中、対先進国所得交易条件比については OPEC 13か国を除いたものであるが、その他については統計上の制約からサウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦、カタール、リビアのみを除いたもの。

料: World Bank, Commodity Trade and Price Trends, Aug. 1976 やび World Economic and Social Indicators, Sep. 1977等。

## 2. 一次産品問題に対する対応の現状

一次産品問題に対する発展途上国側の諸要求は、輸出所得の安定化と拡大を基本として多岐にわたっているが、主なものとして、①国際的な個別商品協定方式による価格安定策、②生産国同盟という形での利益擁護策、③相手国の関税引下げや非関税障壁の軽減・撤廃による発展途上国輸出品にとっての市場アクセス拡大、④輸出所得安定化制度による救済、⑤さらに新しい試みとして打出された共通基金による包括的な商品協定方式等をあげることができよう。以下この5つの対応策について、その現状と問題点等

をみることとする。

### (1) 國際的な個別商品協定

個別の國際商品協定の締結により、価格安定を図ろうとする試みは、すでに30年代の世界不況時以来みられたところであるが、第2次大戦後は、輸出国および輸入国の双方の利益を平等に上げることを基本目的としたハバナ憲章の「政府間商品協定」(第6章)の原則に沿って、現在小麦、砂糖、すず、オリーブ油(わが国は非加盟)、コーヒー、ココアの6品目の國際商品協定が締結されている(第10表参照)。

しかしながら、小麦、オリーブ油の両協定については関係国の行動規制を明文化したいわゆる経済条項が含まれておらず(小麦の場合は71年の協定改正により削除)、情報の収集、分析、研究活動を行うにとどまっている。また経済条項をもつ他の国際商品協定の場合でも、わずかにすず協定が価格下支えという点で効果を挙げ得たとみられている(注4)程度で、これ以外は生産国、消費国の

対話、統計情報のセンターとしてワークしているにすぎないのが実情である。

このように国際的な個別商品協定方式が所期の成果を挙げ得ていないのは次のような事情によるものとみられている。

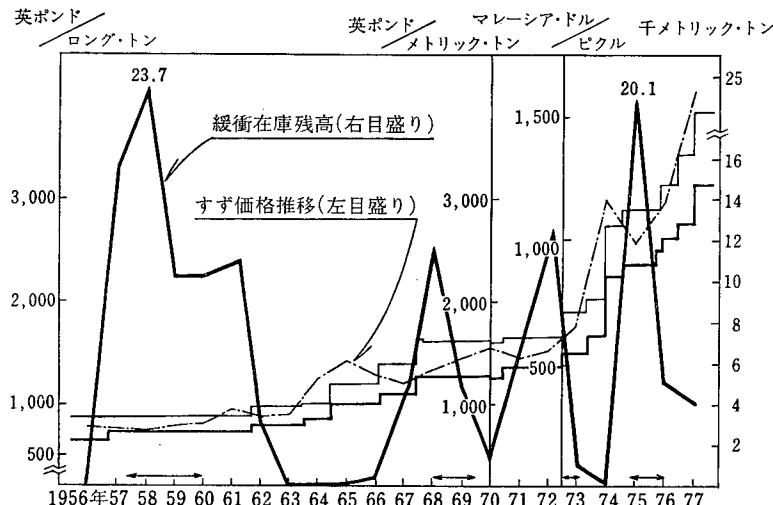
①発展途上国は輸出所得を増大させる必要から、生産・輸出増加意欲が強いため、どうしても供給量が需要量を上回る傾向が強い。従って輸出数量割当、生産計画が必要となるが、これをめぐって生産国、消費国の利害調整を図ることが難しい。

②資金的な制約から緩衝在庫の保有に限界があるため、価格変動が長期にわたる場合は緩衝在庫操作が困難となる(例えば価格下落時買支えの制約、価格高騰時の在庫枯渇化)。

③適正な価格安定帯の設定が難しく、特に71年のいわゆるニクソン・ショックによる国際通貨不安発生以降困難さが倍加している。

④小麦の場合のように、米国が巨大な生産力・

(注4) 1956年以降のすず価格動向と緩衝在庫残高の推移は次のとおり。



（注）1. ↔印は輸出割当実施期間。

2. すず価格は年平均。なお、70年1月にはLME(ロンドン金属取引所)における取引単位がロング・トンからメトリック・トンに変更され、また70年7月にはITC(国際すず理事会)の介入市場がロンドンからペナン(マレーシア)にかわっている(これら価格の変更後の単位は、上図中央2本の縦軸によって示したが、それぞれの目盛りは同一基準<英ポンド/ロング・トン>に換算してある)。

3. 緩衝在庫残高は各年末。

資料：International Tin Council, Tin Statistics, 1966～1976.

(第10表)

## 国際商品協定の概要(1977年7月現在)

	発足時点と有効期間	加盟国数 (わが国の 加盟時期)	組織の名称	機能
国際小麦協定 (International Wheat Agreement)	(第2次大戦前 1933年8月発足) 1949年8月1日発足。 現行協定は1976年7月1日に発効(有効期間は2年)。	輸出国 10 輸入国 41 (1951年 7月)	国際小麦理事会 (International Wheat Council)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換(市況に関する検討を含む)。</li> <li>経済条項(輸出入国間の権利・義務関係の規定)は、1971年の協定改正交渉会議において削除。</li> </ul>
国際砂糖協定 (International Sugar Agreement)	(第2次大戦前 1937年5月発足) 1954年1月1日発足。 現行協定は1978年1月1日に発効(有効期間は5年)。	輸出国 35 輸入国 18 (1954年 1月)	国際砂糖機関 (International Sugar Organization)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換。</li> <li>経済条項は、1973年の協定改正交渉会議において削除されたが、1978年1月以降復活(輸出割当および緩衝在庫制度を実施)。</li> </ul>
国際すず協定 (International Tin Agreement)	(第2次大戦前 1931年発足) 1958年7月1日発足。 現行協定は1976年7月1日に発効(有効期間は5年)。	輸出国 7 輸入国 20 (1961年 7月)	国際すず理事会 (International Tin Council)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換(市況に関する検討を含む)。</li> <li>経済条項           <ul style="list-style-type: none"> <li>①価格帯設定(理事会により随時決定)。</li> <li>②緩衝在庫(すず地金4万トン&lt;うち2万トンは消費国の任意抛出&gt;分)の売買操作および輸出割当による価格安定。</li> </ul> </li> </ul>
国際オリーブ油協定 (International Olive Oil Agreement)	1959年1月1日発足。 現行協定は1974年1月1日に発効(有効期間は5年)。	輸出国 13 輸入国 11 (非加盟)	国際オリーブ油理事会 (International Olive Oil Council)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換。</li> <li>消費宣伝基金の設立。</li> <li>経済条項は存在しない。</li> </ul>
国際コーヒー協定 (International Coffee Agreement)	(第2次大戦中 1940年11月発足) 1963年7月1日発足。 現行協定は1976年10月1日に発効(有効期間は6年)。	輸出国 43 輸入国 21 (1964年 4月)	国際コーヒー機関 (International Coffee Organization)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換(市況に関する検討を含む)。</li> <li>経済条項           <ul style="list-style-type: none"> <li>価格帯の設定(理事会の3分の2以上の多数決により決定)および輸出割当による価格安定。</li> </ul> </li> </ul>
国際ココア協定 (International Cocoa Agreement)	1973年6月30日発足。 現行協定は1976年10月1日に発効(有効期間は3年<2年延長可能>)。	輸出国 15 輸入国 28 (1973年 6月)	国際ココア機関 (International Cocoa Organization)	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換(市況に関する検討を含む)。</li> <li>経済条項           <ul style="list-style-type: none"> <li>①価格帯の設定。</li> <li>②緩衝在庫(最高限度ココア豆25万トン分)の売買操作および輸出割当による価格安定。</li> </ul> </li> </ul>

(注) 国際茶協定(1933年2月発足)、国際木材協定(1935年12月発足)、国際ゴム協定(1934年5月発足)は第2次大戦後消滅。

ストックを擁する場合は、その余剰ストック処理(政府補助があるため安価で国際市場に放出)により国際市況が大きな影響をうける。

このような事情から、一次産品の国際市況悪化に対処し得ない現行個別商品協定に対する発展途上国の不満は強い。特に、①発展途上国側が関心をもつ品目についての商品協定締結が進んでいないこと、②現状のような商品協定では、輸出所得の安定・増大化(先進国による輸入保証、生産国利潤を確保し得る価格の設定)が図れないことなどから、発展途上国側の国際商品協定に関する要求は、後述のような一次産品総合プログラム方式にしだいに移行してきている。

## (2) 生産国同盟

生産国同盟は、上記国際商品協定とは異なり専ら生産国ないし輸出国側の利益擁護を目的とするものであり、60年に設立をみた OPEC(Organiza-

(参考)

一次産品に関する主な生産国同盟の概要

	銅	ボーキサイト	鉄鉱石	水銀	天然ゴム	石油
組織名	CIPEC (銅輸出国政 (府間協議会)	I B A (ボーキサイト) (生産国機構)	AIOEC (鉄鉱石輸 (出国連合)	IGMPC (水銀生産者 (グループ)	ANRPC (天然ゴム生 (産国連合)	OPEC (石油輸出 (国機構)
結成年月 <本部>	1968年5月 <パリ>	1974年11月 <キングス頓>	1975年4月 <ジュネーブ>	1974年5月 <アルジェ>	1970年10月 <ケアラルンプール>	1960年9月 <ウィーン>
参加国	<6か国> ザンビア、ザイール、チリ、ペルー、インドネシア、豪州、その他他準加盟国としてパプア・ニューギニア。	<10か国> 豪州、ジャマイカ、スリナム、ガイアナ、ハイチ、ドミニカ、ギニア、ガーナ、シェラ・レオーネ、ユーゴスラビア。	<10か国> 豪州、アルジエリア、チリ、インド、モーリタニア、ペルー、シエラ・レオーネ、ベネズエラ、チュニジア、スウェーデン。	<6か国> イタリア、スペイン、ユゴスラビア、メキシコ、アルジェリア、トルコ。	<7か国> マレーシア、インドネシア、タリ、シンガポール、スリランカ、インド、パプア・ニューギニア。	<13か国> サウジアラビア、イラン、ベネズエラ、クウェート、リビア、ナイジェリア、イラク、インドネシア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、カタール、エクアドル、ガボン。
生産シェア (対世界比・%)	(75年) 36	(73年) 69	(73年) 33	(72年) 49	(75年) 89	(76年) 53
輸出シェア (対世界比・%)	(々) 48	(72年) 89	(72年) 64	n.a.	(々) 93	(74年) 87

tion of Petroleum Exporting Countries、石油輸出国機構)が成功を収めていく過程で結成が相次ぐこととなった。

これら生産国同盟の場合には、ほとんどOPECのようなカルテル結成のための好条件——①エネルギー源に占めるシェアが圧倒的に大きく、しかも当面これに代る有力な代替物を欠く、②貯蔵状態が地理的に偏在している、③メジャーの販売市場支配力が絶大——を有しておらず、しかも、加盟国および機構のとるべき行動、対象産品に対する規制措置が明示されていないため、加盟国間の利害調整が極めて困難であり、カルテルとしての機能を十分に果たし得ていないのが実情である。なお先進国側は、74年の国連資源総会における生産国同盟強化の決議に対しては態度を留保しており、発展途上国側も第7回国連特別総会のためのポジション・ペーパー作成段階で、要求項目から

削除した。

### (3) GATTにおける貿易障害問題への対応

発展途上国が先進国に対し片務的な関税・非関税障壁の撤廃ないしは緩和を要求する声を強めたのは、58年のGATT総会以降である。その後、ケネディ・ラウンドによる多角的貿易交渉が行われ関税一括引下げ(加盟主要先進16か国平均35%)等が実施(67年)されたが、発展途上国の関心品目(一次産品および同関連製品・半製品)について必ずしも十分な進展がみられなかつた。こうしたことでもあって、73年9月には再び多角的貿易交渉を推進することが合意され、「東京宣言」として決議された。しかし、米国通商法の成立の遅れなどから実質的交渉段階に入ったのは75年2月以降であり、本年7月の合意を目途に目下交渉が続けられている(いわゆる東京ラウンド)。東京宣言では、発展途上国の関心品目である熱帯産品の交渉を最優先することが合意され、すでに77年以降暫定的に関税の引下げが実施される(注5)など、先進国側の発展途上国の不満を緩らげるための配慮がなされている。しかしながら、東京ラウンドも基本的にはGATTの無差別、平等の原則の上に立ったものである以上、先進国に対して差別的な優遇を求める発展途上国側の考え方とは懸隔を残している。

### (4) 輸出所得安定化制度

輸出所得安定化制度は、一次産品価格の急激な

下落等を主因に輸出所得が一定の水準以下に減少した場合、その一部を補償融資しようというもの(いわば事後的な国際収支対策)であり、前記の対応策がいずれも直接的な貿易対策であるのとは基本的に性格を異にしている。現在、IMFの輸出変動補償融資制度(注6)(63年2月発足)、ロメ協定(注7)に基づく輸出安定化制度(STABEX, Stabilization of Export Earnings, 75年2月発足)の二つがある。両者の特徴をごく簡単にみると、前者は①IMF加盟の全発展途上国を対象(グローバリズムの立場)とし、②輸出所得の減少が特定一次産品価格の下落による必要がなく、③融資条件面では通常のIMF融資の補完的要素が強い(例えば、金利は通常貸出と同じ)。これに対し後者は、①ACP加盟52か国に限られ(リージョナリズムの立場)、②対象を一次産品12品目に限定、③EC諸国によるACP52か国に対する援助的要素が強い(例えば、無利子でかつ後発発展途上国および島嶼国34か国については返済免除)、ことなどがあげられる(第11表参照)。融資実績についてみると、IMFの場合、75年から76年にかけて、折からの世界的な景気停滞と融資限度額引き上げ(75年12月、IMFクオータの50→75%)から急増を示し、77年10月末現在で約28億SDRに達している(第5図参照)。一方、ロメ協定のSTABEXも初年度(75年度)分として総額72百万UC(欧州計算単位)と、ほぼ同年度わく(75百万UC、約90百

(注5) EC、ニュージーランド、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスは77年1月1日から、またわが国(83品目)は4月1日から実施しているが、米国は未実施。

(注6) このほか、IMFでは補完的融資制度(Supplementary Financing Facility、いわゆるウィッテヴェーン構想)の発足を決定している(77年8月29日理事会決定)。本制度は、輸出変動補償融資制度が短期的な輸出所得減少に対処するものであるのに対し、長期かつ大幅な国際収支困難のファイナンスを目的としているのが特徴。なお、本制度はいまだ発足要件(①6か国以上の拠出国が各5億SDR以上の拠出コミット取決めをIMFとの間で締結し、かつ②拠出コミット取決め総額が77.5億SDR以上に達した場合)を満たしていないが、発足後の資金規模は約86億SDRと見込まれている。

(注7) EC9か国とACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域)52か国が1975年2月28日トーゴの首都ロメで調印したことから、その名をとっている。同協定は、元来英連邦諸国が英国と結んでいた第2次ヤウンデ(カメルーンの首都名)協定が期限切れ(75年1月31日)の一方、英国自身もECに加盟したことからより包括的な見地にたって締結されたもの。同協定の骨子は、①ECのACP産品(共通農業政策対象品目以外)に対する関税および数量制限の撤廃、②輸出所得安定化制度(STABEX)の設立、③ECからACP諸国に対する資金援助、など。

(第11表)

## 輸出所得安定化制度の概要

	IMFの輸出変動補償融資制度	ロメ協定における輸出所得安定化制度
設立年	1963年2月	1975年2月
目的	一次產品価格の下落等を主因に輸出所得が一時的に減少し、國際収支上の困難が生じた加盟国に對し、通常の引出しとは別わくの引出しを認め、輸出所得の安定化を図ろうというもの。	ロメ協定参加のACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域)52か国における特定一次產品のEC向け輸出所得を安定させ、これら諸国の着実な成長を図ろうというもの。
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該國輸出の落込みが一時的で、かつ自國によるコントロールが不可能であるような環境の変化によるものであること。</li> <li>当該國は、IMFと協力することにより國際収支改善のために鋭意努力すること。</li> <li>融資要請に先立ちその前12か月(最低6か月)間の輸出実績が中期的な輸出トレンドを下回ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用前年における当該國の対世界総輸出に占める当該產品のシェアが7.5%以上であること(ただし、サイザル麻については5%、また後発展途上国および島嶼国である34か国については2.5%以上)。</li> <li>当該產品のEC向け輸出所得の減少額が、各適用年度に先立つ4年間の平均輸出所得の7.5%以上であること(ただし、上記34か国については2.5%以上、また輸出所得の減少が当該國の貿易政策による場合は除く)。</li> </ul>
(1)要件		
(2)限度額	IMF クォータの75%。ただし、原則として12か月間のネット引出額はクォータの50%を超えないこと。	資金規模は5年間で375百万UC(歐州計算単位、約430百万ドル)、原則として各年度均等配分(ただし、最高20%まで次年度わくの使用可)。
(3)金利	IMFの通常の引出しと同じ。	無利子。
(4)融資期間および償還時期	3~5年、ただし、①引出し1年後ないし2年後に引出し國の國際収支および外貨準備状況が改善した場合には一部もしくは全部を返済すること、②一部推計データを利用して早期引出しを行った後に引出し超過分があると判明した場合には速やかに返済すること。	輸出所得が価格上昇により基準額を上回った場合に限り償還を要する。ただし、上記34か国については償還義務は免除される。
その他	1966年および1975年のIMF理事会において融資条件の改正がなされた。	対象品目としては、コーヒー、ココア、落花生、バナナ、綿花、パーム油、ココナッツ、鉄鉱石、茶、木材、皮革、サイザル麻の12品目およびその派生品。

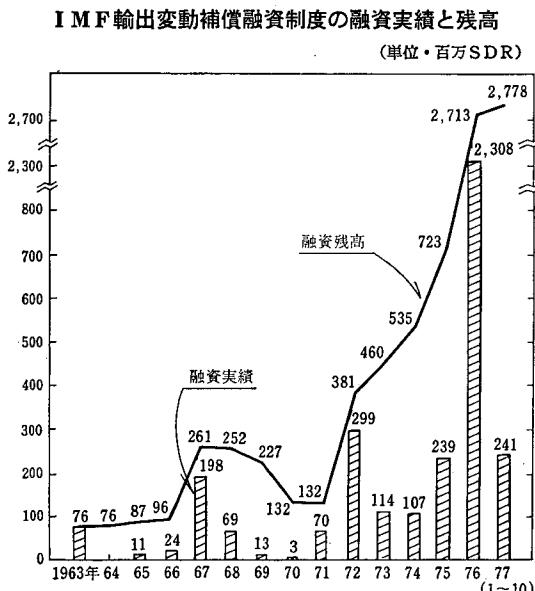
万ドル)一杯の融資を実施している。これら制度には、①制度自体の安定性、継続性の面で優れている、②直接的な貿易対策に比べ運用が簡単で、しかも市場メカニズムを阻害しない、③特定国からの資金借入等に比較して政治・経済上の拘束を受けなくてすむ、などのメリットがあり、一次產品対策の一つの有力な手段であるとの見方が一般的である。もっとも、その反面、①融資した資金の使途が不明確である、②対象外の產品の開発イ

ンセンティブを失わせる、③資金的制約から補償額に限度がある、④経済援助のいわば変形であって前向きな一次產品対策ではない、などの問題点も指摘されている。

## (5) 一次產品総合プログラム

一次產品総合プログラムは、76年5月の第4回UNCTAD総会において採択されたものであるが、その特徴は、従来個別に行われる傾向が強かった各種の一次產品対策を包括的かつ組織的な方

〔第5図〕



資料：IMF, International Financial Statistics.

法により行おうとする点にあり、一次産品問題における新しい展開を画するものといえる。

同構想の骨子は、①18品目<sup>(注8)</sup>の一次産品を対象とする国際緩衝在庫制度の創設、②資金源としての共通基金(60億ドル、当初30億ドル)の設置の

2点であるが、その補完的措置として、①輸出割当等を含む国際的供給管理、②一般特恵の改善等発展途上国の一次産品・同加工品にとっての市場アクセスの改善、③市況に関する情報・協議手続きの拡充・改善、④現行輸出所得安定化制度における融資条件の緩和、などが必要とされている。なお、同構想については、上記総会において決められたタイム・テーブル<sup>(注9)</sup>に基づき、すでに銅、ジュート、硬質繊維、天然ゴム、熱帯性木材、マンガン、綿花、ココア、コーヒー、鉄鉱石、りん鉱石、砂糖、茶、すず、植物油および油糧種子の15品目について産品別に準備協議が行われた。また共通基金についても、77年5~6月のCIECにおいてその設立につき発展途上国、先進国間で合意がなされるとともに、UNCTAD交渉会議も77年3月および11~12月と2回開催された。上記交渉会議において、発展途上国側は、①共通基金を個別の国際商品協定に先立って設置する、②基金の使途としては、緩衝在庫運営のみならず、一次産品生産の生産性向上、販売促進、研究開発等のための融資をも含めることを主張し

(注8) 第4回UNCTAD総会で採択された一次産品総合プログラムの発展途上国側提案18品目は次のとおり。

バナナ、ココア、コーヒー、綿花、硬質繊維(サイザル・マニラ麻等)、ジュート、食肉、天然ゴム、砂糖、茶、熱帯性木材、植物油および油糧種子、ボーキサイト、銅、鉄鉱石、マンガン、りん鉱石、すず。

なお、これ以前にUNCTAD事務局が提示していた第1次(74年12月)および第2次(75年7月)案に比べれば、バナナ、食肉、熱帯性木材、植物油および油糧種子、マンガン、りん鉱石が追加された一方、小麦、とうもろこし、米、羊毛、鉛、亜鉛が除かれている。

(注9) 決議93(IV)号で主に次のようなタイム・テーブルが決められた。

① 共通基金に関する交渉会議は77年3月までに招集。この交渉会議の前に準備会議を開き、次の点を検討。

- イ. 共通基金の目的
- ロ. 共通基金およびその機構のための所要資金
- ハ. 資金調達方法
- ニ. 運営方法
- ホ. 意志決定および基金の管理方法

② 個別産品に関する交渉のための準備会議は76年9月から開始し、78年2月までに終了。本会議での検討事項は次のとおり。

- イ. 一次産品総合プログラムの目的達成のために必要な手段・方法の提案
- ロ. 上記手段・方法のための所要資金確定

ハ. 商品協定等の交渉の過程で必要となる措置の指示

- ニ. 各加盟国政府および商品交渉会議(③参照)の討議のために必要な協定草案の準備

③ 上記準備会議終了の後速やかに個別産品に関する商品交渉会議を開催し、そこで討議を78年末までに完了。

た。これに対して、先進国側は、①まず品目ごとに実現の可能性および有効性等の観点から十分吟味したうえで個別の国際商品協定を締結し、それに必要な緩衝在庫運営資金を拠出すべきである（ただし、従来の国際商品協定では生産国のみが資金拠出していたのに対し、生産国、消費国の折半出資<いわゆる産消共融方式>）、②共通基金の目的と機能は、あくまで価格安定のための緩衝在庫運営に限定すべきであり、開発のための長期融資機能をもたせることは、既存の国際開発金融機関と重複することになる、として反論するなど、発展途上国、先進国双方の主張にはなおいくつかの点で懸隔が残されている（第12表参照）。こうした対立を開拓するため、現在UNCTAD事務局では共通基金の対象品目として当初予定の18品目をかなり減らすなどの妥協案を検討中と伝えられており、本年3月に予定されている貿易開発理事会特別閣僚会議の動向が注目されている。

なお、一次產品総合プログラムの問題点として、先進国側は次のような点もあげている。まず第1は、一次產品総合プログラムが、既往の自由市場原理を否定しようとする「新国際経済秩序」樹立のための中心政策として位置づけられている点である。第2に、品目選定にあたって従来当該產品の発展途上国にとっての重要度といった観点のみから考えられる傾向が強く、その備蓄可能性、等質性、代替可能性等についての配慮が必ずしも十分に扱われていないということである。例えば、バナナ、食肉、茶等は変質しやすいなど產品の属性から備蓄が困難であるとみられるし、また、茶、綿花等では種類が多岐にわたり產品の等質性確保

(第12表)

## 共通基金設立案

	先進国案	発展途上国案
目的	国際商品協定の下で運営される緩衝在庫への融資に限定。	左記のほか、国際商品協定の締結をみてない一次產品の生産国在庫への融資や、產品多角化、生産性向上、市場開拓、研究開発、輸送網の整備などいわゆる開発目的のための融資も含む。
資金規模	現実に締結可能な国際商品協定の数による。	18品目を対象に、当初30億ドル、最終的に60億ドル。
資金調達方法	個別国際商品協定締結の後、参加国政府がまず緩衝在庫に必要な資金の75%を払込み、残り25%は隨時請求に応じて拠出（両者とも生産国、消費国の折半）。なお、同資金は各国際商品協定が共通基金に預託する一方、基金は市場からの借入も行いうる。	20億ドルを政府拠出（うち半分払込み、半分請求払い）、残り40億ドルを政府、国際開発金融機関、市場から借り入れる。なお、政府拠出配分は、3%を均等払い、25%をGDP比例、72%を一次產品貿易シェア比例とする。
方針決定法	拠出額、一次產品貿易への関与度によって投票権に比重をつける。	一国一票主義。

が難しく、さらに天然ゴム、綿花等はそれぞれ有力な代替品との競合問題を内包している（第13表参照）など問題も多い（注10）。もっとも、逆に対象品目を絞った場合には恩恵を受ける国が限定され、それ以外の諸国の不満が強まる恐れがあるとの問題も指摘されている（現に発展途上国側が、

(注10) これとは別にIMF・世銀が主要17品目の一次產品を対象に緩衝在庫制度および輸出所得安定化制度の有効性について行った研究(「Finance & Development」77年第1四半期報掲載の“Commodity price stabilization and the developing world”)によると、①国際的な価格安定化が発展途上国に利益をもたらす品目は、コーヒー、ココア、綿花、ジュート、砂糖の5品目（ただし、コーヒー、ココア以外は、統計的有意性が低い）、②鉱物、金属、天然ゴム、硬質繊維などの品目の国際価格安定化は発展途上国に利益をもたらすとは限らず、これら品目についてはむしろ輸出所得安定化制度の方が有効との結論が導き出されている。

共通基金の目的として開発目的のための長期融資を追加したのは、直接恩恵を受けないアフリカ諸国の強い要請によるもの)。第3に、価格調整による安い輸出所得安定化は、①一次産品生産の多角化、加工度向上を含めた産業構造の転換、②資源開発の促進、③インフラストラクチャ等周辺部門の整備など、発展途上国側の自助努力を損い、長期的にはこれら諸国の経済発展を停滞させるものであるという点も指摘されている(シカゴ大学、故ハリー・ジョンソン教授など)。

以上みたように、発展途上国側の主張通りの国際商品協定および共通基金設立の実現には困難な

(第13表)

## 一次産品総合プログラム対象18品目の経済的持性

○…高い、△…普通、×…低い

	発展途上 国の輸出 シェア (70~75) (年)	産品の属 性による 備蓄可能 性	産品の 等質性	市場の独 自性(代 替品との 不競合)
ココア	99.3 %	△	△	△
硬質繊維	98.7	○	△	×
ジュート	98.6	○	△	×
天然ゴム	97.0	○	△	×
コーヒー	96.6	△	×	△
バナナ	92.8	×	△	△
ボーキサイト	82.3	○	○	△
すず	79.5	○	○	△
熱帯性木材	79.0	○	×	△
茶	78.9	×	×	△
砂糖	71.3	△	○	△
りん鉱石	60.3	○	○	△
銅	54.3	○	○	△
綿花	52.0	○	×	×
マンガン	51.0	○	○	△
鉄鉱石	39.7	○	○	△
植物油および油種	34.3	×	×	△
食肉	25.2	×	△	△
18品目合計 (うちコア10品目合計(注))	59.2 (72.4)			

(注) ココア、コーヒー、銅、綿花、ジュート、すず、硬質繊維、砂糖、茶、すず。

資料: UNCTAD, Statistics of International Trade in Commodities covered by the Integrated Programme for Commodities, Nov. 1977 およびE C委員会資料等から作成。

面も多い。しかし一般的にいって、これら一次産品の価格が長期的に安定するよう、適切な運営が行われるならば、消費国にとってもメリットがあることは事実である。また発展途上国が総合プログラムの補完的措置として要求している①一般特恵の改善等発展途上国の一時产品、同加工品の市場アクセスの改善、②市況に関する情報、協議手続きの拡充・改善、③現行輸出所得安定化制度における融資条件緩和措置等についても、なお検討の余地が残されていよう。

## 3. 一次産品問題とわが国の立場

わが国の一次産品輸入についてみると、輸入総額の37%(76年中)を占め、鉱物性燃料(同44%)に次いで大きなウエイトを占めている。また主要輸入一次産品の輸入依存度は第14表にみると主

(第14表)

## 主要先進国における主要一次産品の輸入依存度(1974年実績)

(単位・%)

	米国	西ドイツ	フランス	英國	日本
牛肉	4.2	10.2	0	17.1	15.7
小麦	0	13.9	0	32.2	95.9
とうもろこし	0	85.7	0	100.0	99.6
羊毛	10.3	90.0	82.0	53.2	100.0
綿花	0	100.0	100.0	100.0	100.0
木材	0.3	12.7	3.1	77.6	41.2
銅	26.1	99.8	99.9	100.0	90.1
鉛	41.5	88.5	88.2	98.5	80.3
亜鉛	61.8	70.1	95.3	98.9	64.5
ボーキサイト	60.9	99.8	0	100.0	100.0
すず	100.0	100.0	98.2	80.8	98.5
ニッケル	93.5	100.0	100.0	100.0	100.0
鉄鉱石	34.1	94.1	8.8	80.3	99.4
石炭	0	0	37.2	0	72.2
原油	26.2	94.3	99.1	99.9	99.7

(注) 1. 輸入依存度の算式は  $\frac{\text{輸入}-\text{輸出}}{\text{生産}+\text{輸入}-\text{輸出}}$

(ただし、銅、鉛、亜鉛、ボーキサイト、すず、ニッケルは  $\frac{\text{消費}(\text{鉱石+地金})-\text{生産}(\text{鉱石})}{\text{消費}(\text{鉱石+地金})}$ )

2. ただし、木材、石炭、原油は73年実績。

資料: FAO統計等。

要先進国(英國を除く)に比べ極めて高く、特に羊毛、綿花、ボーキサイト、ニッケルは100%、またとうもろこし、すず、鉄鉱石も100%近くに達している。さらにこれら一次産品の世界貿易に占めるわが国の輸入シェアでみても銅、綿花が世界第1位、すず、砂糖が同第2位、ボーキサイト、天然ゴムが同第3位を占めるなど極めて大きなものとなっている。なお、前述の一次産品総合プログラム対象18品目をとった場合、これら品目の輸入額(75年)は93.8億ドル(当該品目の世界全体の

輸入額の14%)と、米国(76.9億ドル、同11%)を上回り、世界第1位となっている。

次にわが国の一次産品輸入を地域別にみると(第15表参照)、①対発展途上国が45%を占め、他の先進国平均の例(71~75年平均28%)に比べ、発展途上国への依存度が極めて高いこと、②対発展途上国のうちでもASEAN諸国のウェイトが大きいこと(対発展途上国輸入の34%)などの点が特徴的である。

さらに、発展途上国の市場アクセス改善要請が強い一次産品加工品の輸入を、例えば、金属、木材製品についてみると、他の主要先進国に比べ加工品輸入のウェイトが低い(素原材料輸入のウェイトが高い)のが目立つ(第16表参照)。

このように、わが国の輸入構造は、一次産品問題と極めてかかわりの強いものとなっており、わが国の輸入動向が相手国の輸出、ひいては経済動向に強い影響を及ぼす(特にASEAN諸国、第6図参照)事実は否定できない。それだけに、例えば昨年8月のASEAN拡大首脳会議においてASEAN諸国がわが国に対して輸入拡大、輸出所得補償融資制度設立等を要請したように、わが国が一次産品問題に積極的に対応することへの発展途上国側の期待は大きい。

(第15表)

## わが国の地域別一次産品輸入状況

(単位・百万ドル)

	1971年	構成比	1973年	構成比	1976年	構成比
対世界	10,029	100.0	19,937	100.0	24,039	100.0
対発展途上国	4,307	42.9	7,230	36.3	10,786	44.9
うち						
食料等	1,152	11.5	1,894	9.5	4,084	17.0
原材料	3,155	31.4	5,336	26.8	6,702	27.9
対ASEAN	1,350	11.5 (31.3)	2,541 (35.1)	12.7 (35.1)	3,656	15.2 (33.9)
うち						
食料等	223	2.2 (5.2)	385 (5.3)	1.9 (5.3)	1,053	4.4 (9.8)
原材料	1,126	9.3 (26.1)	2,156 (29.8)	10.8 (29.8)	2,603	10.8 (24.1)

(注) 1. 一次産品の範囲は第1表に同じ。

2. カッコ内の数字は対発展途上国全体に占める対ASEANの割合。

資料: 大蔵省、外國貿易概況。

(第16表)

## 主要先進国の一次産品加工品輸入比率比較(1974年)

	銅	鉛	亜鉛	ボーキサイト	木材
日本	28.5	23.8	11.0	82.0	15.3
米国	92.5	63.6	85.8	63.8	51.3
西ドイツ	20.2	62.1	40.2	76.2	56.6
フランス	99.3	37.0	44.1	89.2	52.5
英國	99.8	89.1	80.2	96.0	34.0

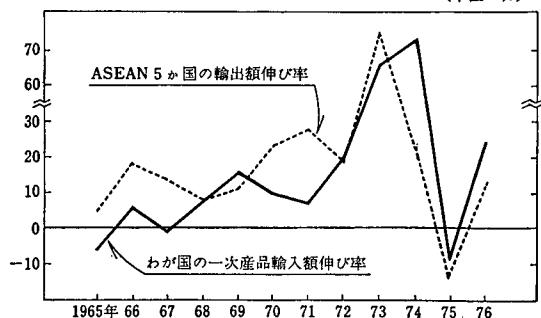
(注) 金鋼は、未加工の地金・合金輸入額をそれに鉱石を加えた輸入額で除したもの。また木材については木製品・家具の輸入額をそれに原木・製材を加えた輸入額で除したもの。

資料: OECD, Trade by Commodity, 1974, Series C.

〔第6図〕

## ASEAN 5か国総輸出とわが国一次産品(鉱物性燃料を除く)輸入の関係

(単位・%)



資料: IMF, International Financial Statistics および大蔵省、外國貿易概況。

もちろん、わが国としては一次產品価格変動の影響を強く受ける立場にあることから、例えば仮に共通基金の運営によって価格が上昇の方向に向かう場合には、その影響は他国に比して大きいであろうし、また加工品輸入のウエイトを高めた場合、国内の産業の一部が打撃を受けることも予想される。しかし反面、いわば許容される価格の範

囲内で長期的な価格安定化が図られ、それが世界貿易の発展につながるならば、わが国の受けるメリットも大きい等の面も忘れてはなるまい。いずれにしてもすでに展開されつつある新しい局面を踏まえ、先進国の有力な一員として、長期的にみて世界経済の発展につながるよう前向きに対処していく必要がいよいよ強まっているといえよう。

(付 表)

## 南北問題に関する主要国際討議の概要

開 催・実施年月		国際会議等	討 議 内 容 等
南北問題の台頭	58/10~11	G A T T 総会	国際貿易拡大に関する3つの委員会を設置、第3委員会において発展途上国の輸出を阻害している要因を検討することを決定。
	61/11	G A T T 大臣会議	上記第3委員会の報告に基づき「発展途上国の輸出拡大に関する宣言」を採択。
	61/9~62/2	第16回国連総会	ケネディ大統領の提唱により、60年代を「国連開発の10年」とし、発展途上国の経済成長率を5%まで引上げるよう、国連加盟国および国連機関が協力を進めるべきことを決議。
	63/2	I M F 理事会	一次產品価格の下落等による國際収支上の困難を生じた加盟国の引出し(別わく)を認める「輸出所得補償融資制度」の発足を決定。
議南北の本格題化討	64/3~6	第1回 UNCTAD 総会 (ジュネーブ)	国連総会の直属機関(国連貿易開発会議)として発足。同事務局長プレビッシュが、「援助よりも貿易」を要請した報告書を提出、南側の諸要求を理論的に体系化。
	64/5~67/5	G A T T 多角的貿易交渉	いわゆるケネディ・ラウンドと呼ばれる関税一括引下げ交渉。加盟主要先進国16か国の平均関税引下げ率は35%。
南側要求の拡散化	67/10	77か国グループ アルジェ会議	第2回 UNCTAD 総会に臨む南側の統一要綱として網羅的な要求を纏込んだ「アルジェ憲章」を採択。
	68/2~3	第2回 UNCTAD 総会 (ニューデリー)	プレビッシュが、70年代を「第2次開発の10年」とするためには目標計量化が必要であることを強調、国際資金の効率的運用と先進国に対する貿易、援助両面の支援を要請(新プレビッシュ報告)。南側は「アルジェ憲章」に基づく諸要求を提出、強硬採決姿勢強める。
	72/4~5	第3回 UNCTAD 総会(サンチャゴ)	国際開発資金のSDRリソクをはじめ、環境、軍縮、海底資源等広範な問題にわたって南側の要求が拡散化、先進国側の歩み寄りみられず。
	74/4~5	第6回国連特別総会	いわゆる資源総会。南側は生産国同盟の強化、資源価格と先進国工業製品価格とのリンク、天然資源恒久主権の確立等「新国際経済秩序」の樹立を求めた。これに対し、米国はじめ先進国は多くの点で留保条件をつけたため、票決なしのコンセンサス方式により「新国際経済秩序に関する宣言」と「行動計画」が採択された。この中では交易条件の不利化や輸出所得不安定性を克服するための総合計画の整備が認めた。
南北問題の新展開	75/2	ロメ協定成立	E Cとアフリカ・カリブ海・太平洋地域52か国との間で、一次產品12品目に関する輸出所得安定化制度や、関税、数量制限の撤廃等の地域協力協定を締結。
	75/9	第7回国連特別総会	オイル・ショック後の世界不況を背景に、実現可能な合意を求めて実務面から南北問題のレビューを行い、今後の対応策の大わくと方向づけについてコンセンサス成立。対決から対話への転換として評価されている。
	75/9以降	G A T T 多角的貿易交渉	73年9月「東京宣言」として決議され、75年9月以降関税一括引下げ交渉が開始されたいわゆる東京ラウンド。熱帶產品については大半の先進国が77年1月以降優先実施。
	75/12~77/6	C I E C (国際経済協力会議)	先進8か国、発展途上19か国により、エネルギー、一次產品、開発、金融の4委員会に分れ南北問題を討議。一次產品価格安定のための共通基金の設立、債務累積対策としての10億ドルの特別資金供与、政府間援助の拡大などで合意成立。
	76/1	I M F 暫定委員会 (ジャマイカ)	低所得発展途上国の國際収支対策として信託基金(主な原資はI M F保有金売却益)の創設を決定(76年5月発足)。
	76/2	77か国グループ マニラ閣僚会議	第4回 UNCTAD 総会に臨む南側の統一要綱として、一次產品総会プログラムを中心とした「マニラ宣言」および「行動計画」を採択。
	76/5	第4回国連特別総会 (ナイロビ)	南側は上記宣言に基づき、一次產品総合プログラム、債務一括処理(債務帳消し等)の実施を強く要求。共通基金の設立および商品協定について準備・交渉会議を開催することで合意。
	77/8	I M F 理事会	長期的かつ大幅な國際収支難のファイナンスを目的とする補完的融資制度(いわゆるウイッテヴェーン構想)の創設を決定(現在まだ発足条件未充足)。
	77/11	第2回 UNCTAD 共通基金交渉会議	南北双方の共通基金設立案をめぐり意見対立、交渉は本年3月の貿易開発理事會閣僚会議に持越し。